



日本はひとつ  
しごとプロジェクト



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

## Press Release

厚生労働省山口労働局発表  
平成23年10月18日(火)

担 当	厚生労働省 山口労働局 職業対策課
	職業対策課長 磯部 一男
	高齢者対策担当官 野崎 学
	電 話 (083) 995-0383

### 希望すれば65歳以上まで働ける企業の割合は52.3%

#### ～平成23年「高齢者の雇用状況」集計結果～

山口労働局では、平成23年6月1日現在における「高齢者雇用確保措置」の実施状況など、山口県内の企業における「高齢者の雇用状況」の集計結果をまとめました。その概要は次のとおりとなります。

#### 《ポイント》

##### 1 高齢者雇用確保措置の実施状況

高齢者雇用確保措置を「実施済み」の企業の割合は96.8%（前年比0.6ポイント上昇）【別表1】

- ◇ 中小企業は96.6%（同0.4ポイント上昇）
- ◇ 大企業は100.0%（同3.7ポイント上昇）
- ◇ 大企業は、すべての企業において高齢者雇用確保措置を実施している。

##### 2 希望者全員が65歳まで働ける企業等の状況

(1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は52.3%（同0.6ポイント上昇）【別表5】

- ◇ 中小企業は54.2%（同0.6ポイント上昇）。うち「31～50人」規模が60.4%（同1.7ポイント上昇）と最も多い。
- ◇ 大企業は26.6%（同水準）となっており、中小企業の取り組みの方が進んでいる。

(2) 「70歳まで働ける企業」の割合は20.2%（同0.3ポイント上昇）【別表6】

- ◇ 中小企業は20.9%（同0.3ポイント上昇）。うち「31～50人」規模企業が22.2%（同1.9ポイント上昇）と最も多い。
- ◇ 大企業は11.0%（同水準）となっており、中小企業での取り組みの方が進んでいる。

### 3 定年到達者の継続雇用状況

過去1年間に定年を迎えた4,142人のうち、継続雇用された人は3,293人(79.5%)、継続雇用を希望しなかった人は768人(18.5%)、基準に該当せず離職した人は81人(2.0%) 【別表8】

- ◇ 希望者全員の継続雇用制度を導入している企業では、過去1年間に定年を迎えた人(1,545人)のうち、継続雇用された人は1,330人(86.1%)。
- ◇ 基準該当者の継続雇用制度を導入している企業では、過去1年間に定年を迎えた人(2,277人)のうち、継続雇用された人は1,706人(74.9%)、基準に該当せず離職した人は79人(3.5%)。

### 4 今後の取組

- (1) 高年齢者雇用確保措置の未実施企業に対し個別指導を強力に実施し、高年齢者雇用確保措置の定着を図る。
- (2) 年金支給開始年齢の引上げも踏まえ、希望者全員が65歳まで働ける企業の更なる普及を図るとともに、年齢にかかわらず働ける社会の実現に向け、65歳までの雇用の確保を基盤としつつ、「70歳まで働ける企業」の普及、啓発に取り組む。

#### 参考

1 年金の支給開始年齢引き上げを受け(平成25年4月から65歳)、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では65歳<sup>(注)</sup>までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年の廃止」や「定年引き上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況を提出することを求めています。

2 今回の集計結果は、この雇用状況報告を提出した従業員31人以上の企業1,588社の状況をまとめたものです。なお、この集計では、従業員31人~300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

3 「集計対象企業」1,588社の内訳は、次のとおりとなっています。

- (1) 中小企業(31~300人規模): 1,479社  
(うち31~50人規模: 573社、51~300人規模: 906社)
- (2) 大企業(301人以上規模): 109社

(注) この年齢は、年金の支給開始年齢の引き上げスケジュールに合わせて段階的に引き上げられ、平成25年3月31日までは64歳、平成25年4月1日から65歳となります。

# 1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

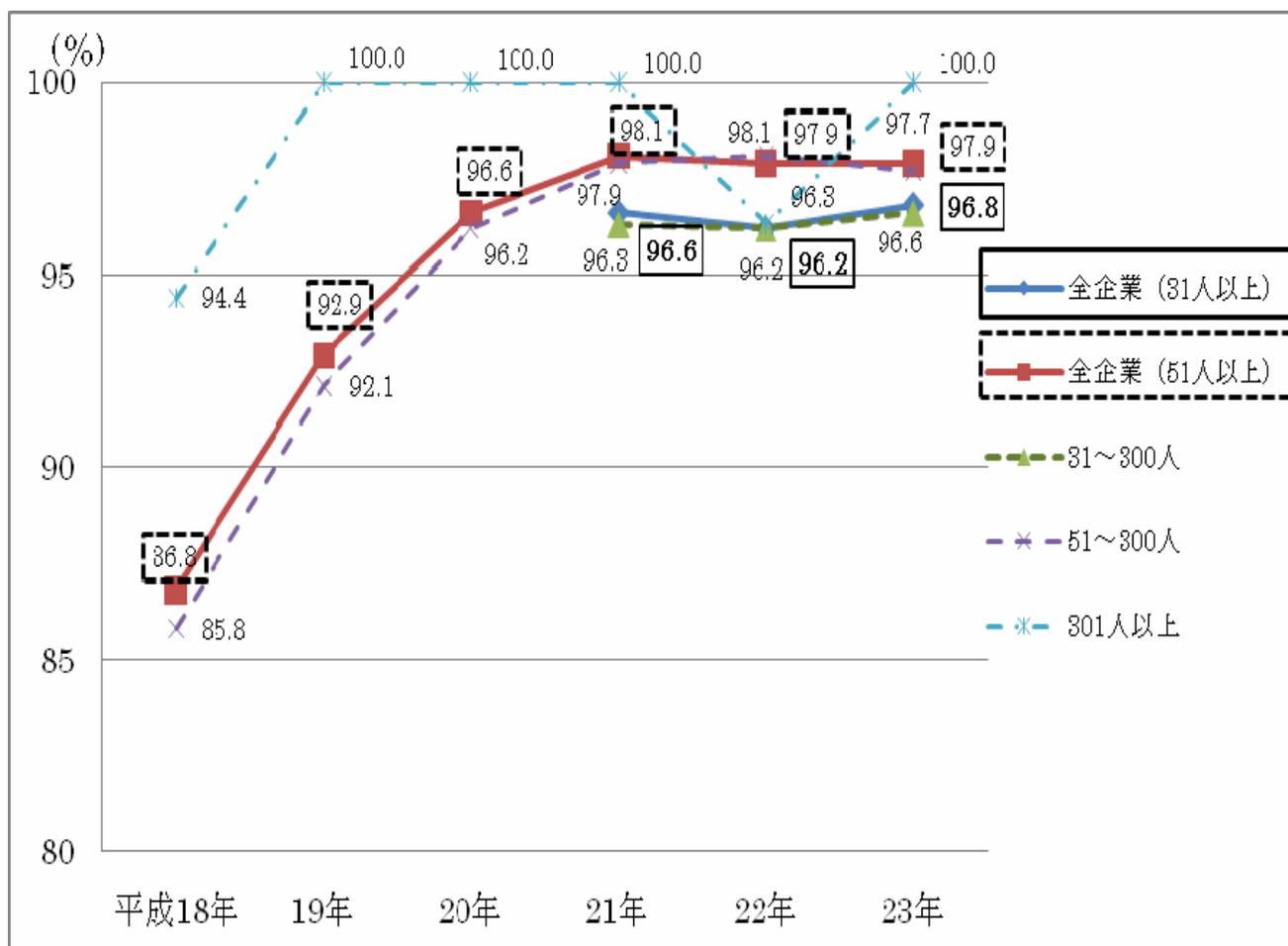
## (1) 全体の状況

高年齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」という。)の実施済企業の割合は96.8%(1,537社)(前年比0.6ポイントの上昇)、51人以上規模の企業で97.9%(994社)(同 同水準)となっている。

雇用確保措置を未実施である企業の割合は3.2%(51社)(同0.6ポイントの低下)、51人以上規模企業で2.1%(21社)(同 同水準)となっている。(別表1)

## (2) 企業規模別の状況

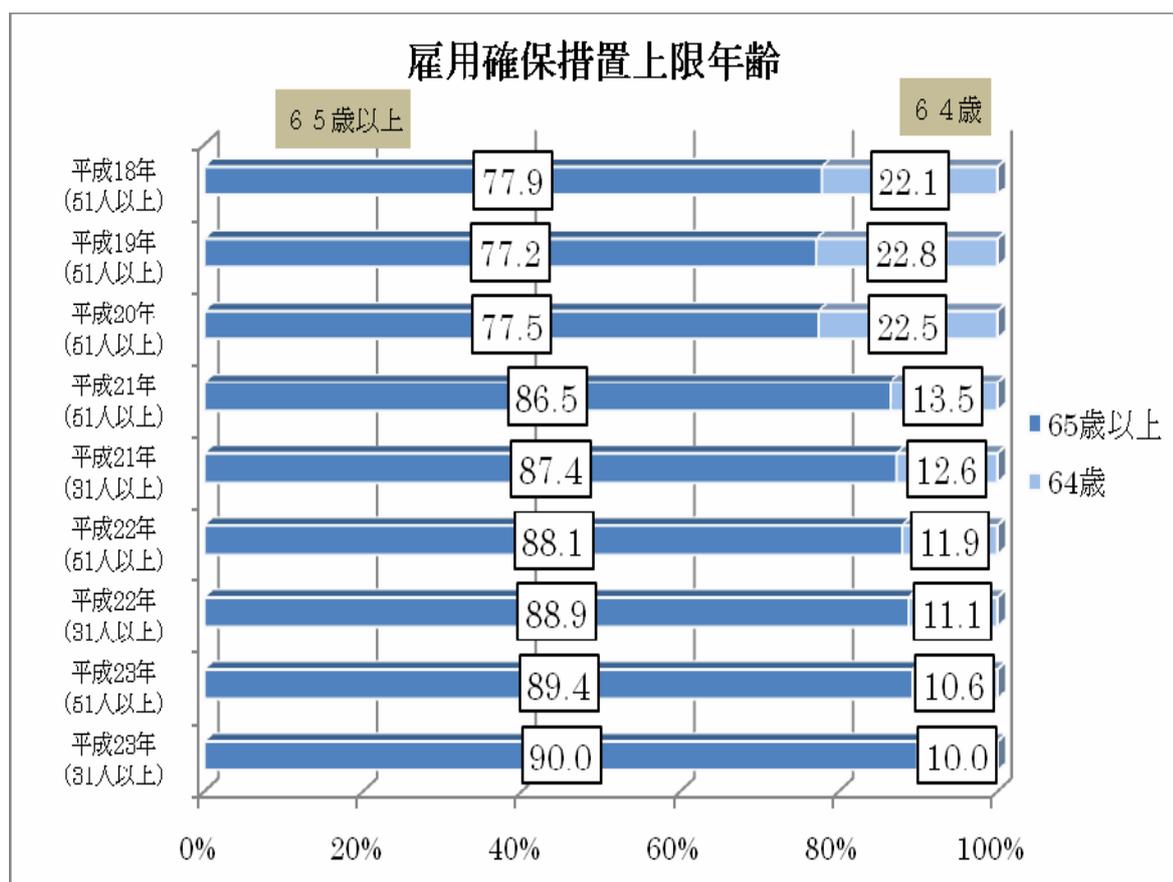
雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では100.0%(109社)(前年比3.7ポイントの上昇)、中小企業では96.6%(1,428社)(同0.4ポイントの上昇)となっている。(別表2)



### (3) 雇用確保措置の上限年齢

雇用確保措置の上限年齢については、雇用確保措置の実施済企業のうち、現在の義務年齢である64歳を上限年齢としている企業は10.0%(153社)となっている。

法の義務化スケジュールより前倒して65歳以上を上限年齢としている企業(定年の定めのない企業を含む。)は90.0%(1,384社)(同1.1ポイントの上昇)となっている。(別表3)

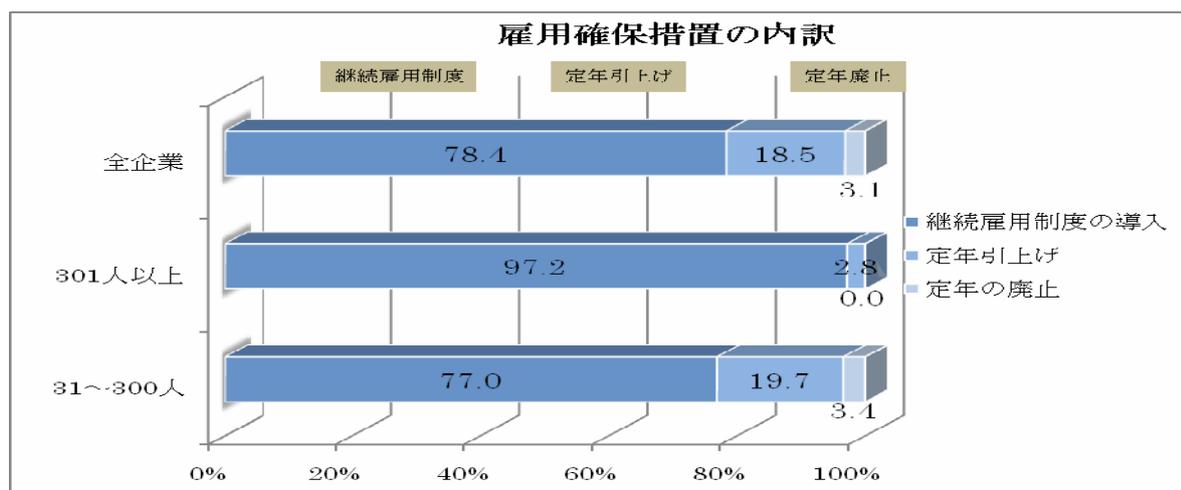


#### (4) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、

- ① 「定年の定め廃止」により雇用確保措置を講じている企業は 3.1% (48 社) (前年比 0.1 ポイントの上昇)
- ② 「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は 18.5% (284 社) (同 1.0 ポイントの上昇)
- ③ 「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は 78.4% (1,205 社) (同 1.1 ポイントの低下)

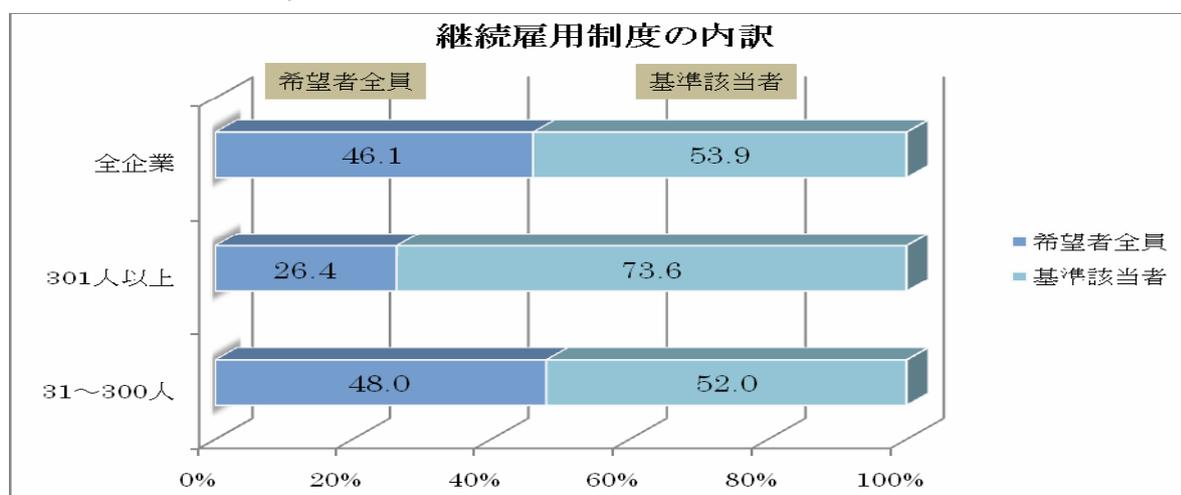
となっており、定年制度により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。(別表4-1)



#### (5) 継続雇用制度の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(1,205 社)のうち、

- ① 希望者全員を対象とする継続雇用制度を導入している企業は 46.1% (556 社) (同 0.7 ポイントの低下)、
  - ② 対象者となる高年齢者に係る基準を労使協定で定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入している企業は 53.9% (649 社)、
- となっている。(別表4-2)



## 2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業等について

### (1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

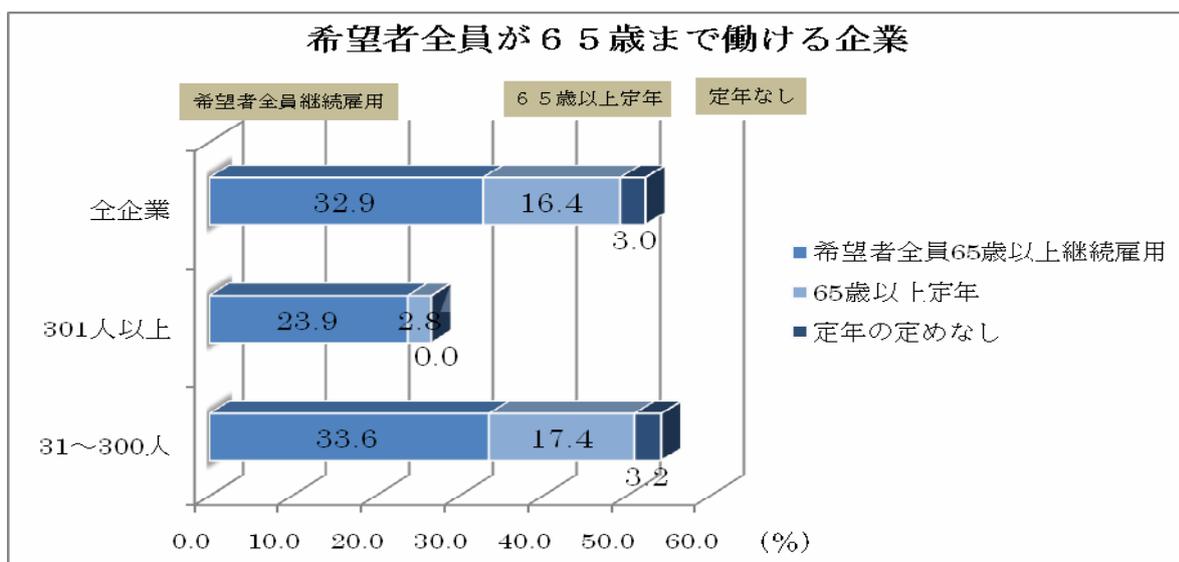
希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は52.3% (831社) (同0.6ポイントの上昇)となっている。

企業規模別に見ると、

① 中小企業では54.2% (802社) (同0.6ポイント上昇)、

② 大企業では26.6% (29社) (同 同水準)、

となっており、特に中小企業での取り組みが進んでいる。(別表5)



### (2) 「70歳まで働ける企業」の状況

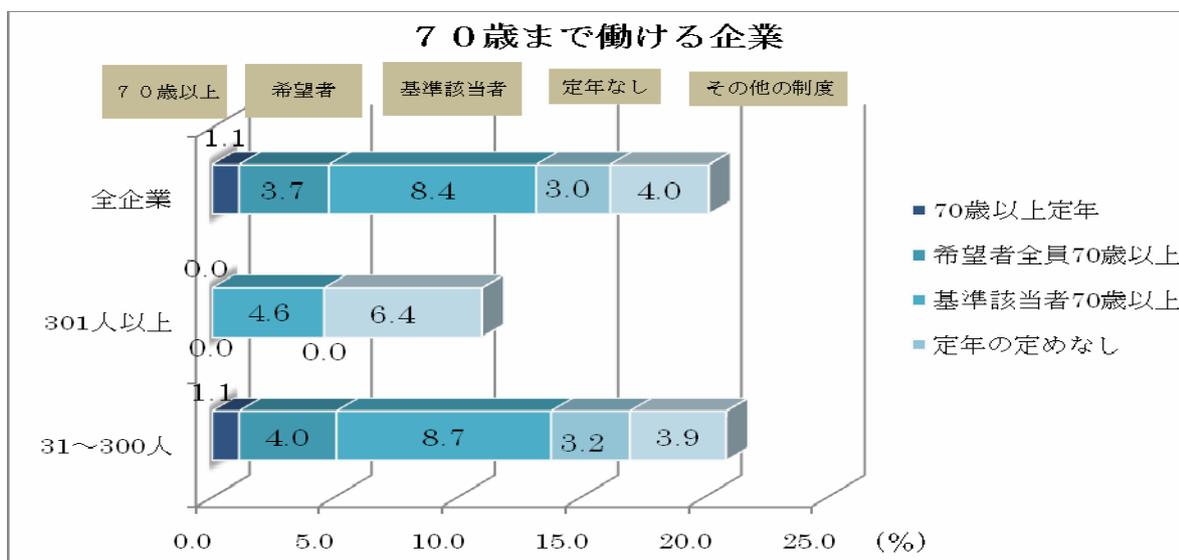
「70歳まで働ける企業」の割合は20.2% (321社) (同0.3ポイントの上昇)となっている。

企業規模別に見ると、

① 中小企業では20.9% (309社) (同0.3ポイント上昇)、

② 大企業では11.0% (12社) (同 同水準)、

となっている。(別表6)



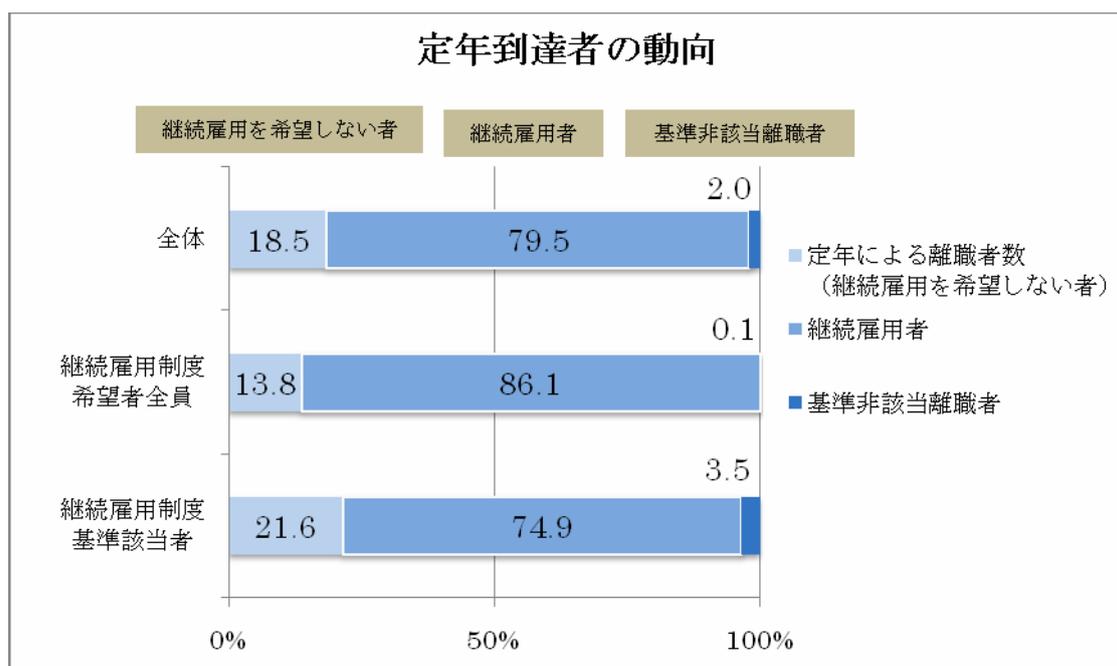
### 3 定年到達者の動向

過去1年間の定年到達者(4,142人)のうち、継続雇用を希望しなかった者の数(割合)は768人(18.5%)、定年後に継続雇用された者は3,293人(79.5%)、継続雇用を希望したが基準に該当しないことにより離職した者は81人(2.0%)、継続雇用を希望した者について見ると、継続雇用された者の割合は97.6%、基準に該当しないことにより離職した者の割合は2.4%となっている。

また、継続雇用制度により雇用確保措置を講じている企業のうち、

- ①希望者全員を継続雇用している企業では、過去1年間の定年到達者1,545人のうち、継続雇用された者の数(割合)は1,330人(86.1%)、
- ②基準該当者を継続雇用している企業では、過去1年間の定年到達者2,277人のうち、継続雇用された者の数(割合)は1,706人(74.9%)、継続雇用を希望したが基準に該当しないことにより離職した者は79人(3.5%)、

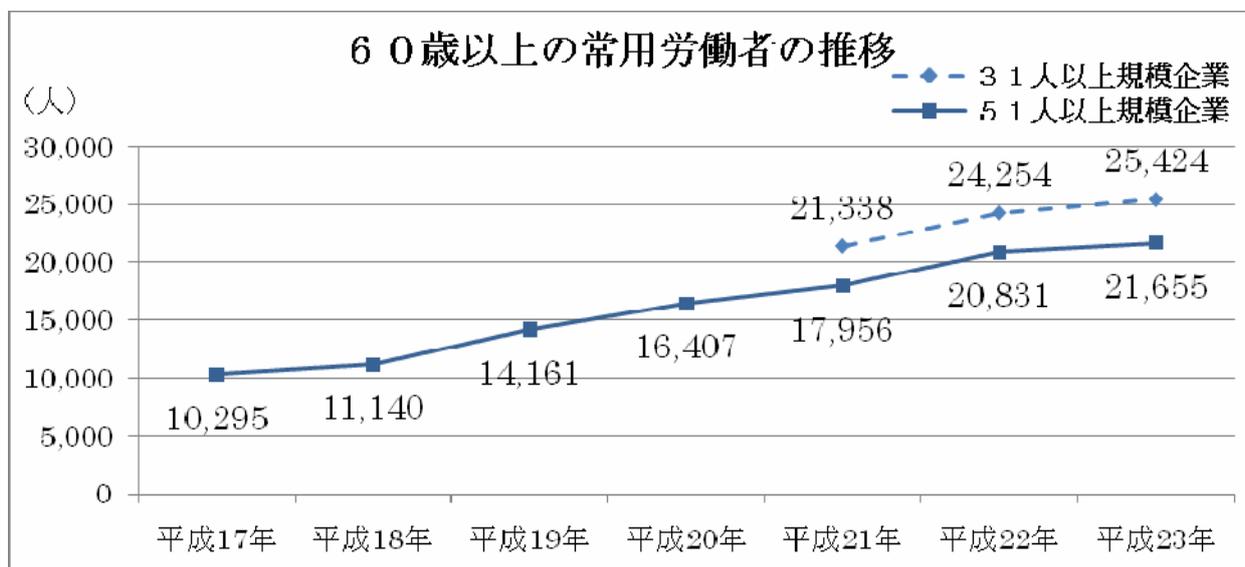
となっている。(別表7)



#### 4 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の動向

51人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は21,655人であり、雇用確保措置の義務化前(平成17年)と比較すると、11,360人増加している。

31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は25,424人であり、平成21年と比較すると、4,086人増加している。(別表8)



#### 5 今後の取組

##### (1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

雇用確保措置については、未実施企業が51社(31人以上規模)あることから、引き続き、労働局、ハローワークによる個別指導を強力に実施し、早期解消を図る。

##### (2) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の普及

平成25年度には、年金の支給開始年齢の定額部分が65歳に引き上げられ、報酬比例部分の引上げが始まることも踏まえ、60歳代前半の雇用確保を図るため、希望者全員65歳以上まで働ける制度の導入に取り組んでもらうよう、企業に積極的に働きかけを行う。

##### (3) 「70歳まで働ける企業」の普及・啓発

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下、団塊世代の65歳への到達等を踏まえ、年齢にかかわらず働ける社会の実現に向け、「定年引上げ等奨励金」の活用等により、65歳までの雇用確保を基盤として「70歳まで働ける企業」の普及・啓発に取り組む。